

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

相続税対策は二次相続も考えて

Q：夫の相続財産が2億円あります。妻の私は配偶者の税額軽減が使える1億6千万円を相続した方が税金は少なくて済むのでしょうか。相続人は私のほか子供が2人います。

A：今年の相続税改正は配偶者に対する優遇措置がいくつかとられています。特に配偶者の税額軽減の特例は、従来の8千万円から1億6千万円と2倍に拡充されたことで注目されています。

配偶者の税額軽減の特例とは、配偶者が取得した遺産のうち法定相続割合分については相続税がかからないというものです。この特例の最低保障額が今年から1億6千万円に改正されたというわけです。

さて、ご質問の場合、1億6千万円枠を全部使う方が有利なのでしょうか。

もし妻が1億6千万円相続すると、相続税は子供2人合わせて448万円です。しかし二次相続では、子供は1億6千万円を相続することになるので、1,710万円と多額になります。

一方、一時相続で妻が7千万円相続すると相続税は1,456万円ですが、二次相続では税額はかからず、合計すると先のケースより700万円も少なくなります。

税額のためだけに遺産分割をするわけにもいかないでしょうが、二次相続のことも念頭におかれて円満な分割をなさってください。



	一次相続	二次相続	合計
ケース1	448万	1,710万	2,158万
ケース2	1,456万	0	1,456万

(ケース1) 配偶者が1億6千万円相続
(ケース2) " 7千万円相続